

防衛医科大学校達第2号

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第1項第9号の規定に基づき、防衛医科大学校病院医療安全監査委員会規則を次のように定める。

令和元年7月9日

防衛医科大学校長 長 谷 和 生

防衛医科大学校病院医療安全監査委員会規則

改正 令和5年9月27日達第6号

（設置）

第1条 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における医療に関する安全管理体制の監査を実施し、医療の安全性向上を図るとともに医療事故及び医事紛争の発生を未然に防止するため、防衛医科大学校病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の数は、3名以上とし、委員長及び委員の半数を超える者を病院と利害関係のない者（平成5年2月15日付健政発第98号。厚生省健康政策局長通知第7項第2号の規定に定める「利害関係のない者」と同じ。）から選任するものとする。
- 3 委員長は、学校長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、第2項の規定に基づき、学校長が指名又は委嘱する。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員以外の職員を出席させ、意見を聞くことができる。

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

（監査事項）

第4条 委員会は次の各号に掲げる事項を監査する。

- （1）医療安全・感染対策部の業務に関すること。
- （2）全ての死亡例報告に関すること。

- (3) インシデント、アクシデントの発生の事実、発生前状況に関すること。
- (4) 医薬品安全管理に関すること。
- (5) 医療機器安全管理に関すること。
- (6) インフォームド・コンセントの適切な実施状況に関すること。
- (7) 診療録記載内容に関すること。
- (8) その他医療安全に関すること。

2 委員長は、監査結果を学校長へ報告し、必要に応じた是正措置について提示する。

3 委員長は、監査実施状況及び是正状況について公表する。
(委員会)

第5条 委員会は年2回以上開催するものとする。
(公表)

第6条 学校長は、委員会の委員名簿及び選定理由を厚生労働大臣に届け出るとともに、公表を行うものとする。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院医療安全・感染対策部において行う。

附 則

この達は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この達は、令和5年9月27日から施行する。